

秋田県告示第359号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込み (ヘクタール)	指定の 目的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳(平方 メートル)	実測又は見込 み (ヘクタール)		
潟上市		天王	下浜山	1番	231,682	48.5710	48.5710	風害の 防備
				11番7	98,980	43.5635	43.5635	
				80番	267,645	39.6190	39.6190	
				3番	213,223	128.0386	128.0386	
			浜山					

（「付属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び潟上市役所に備え

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
（付属明 細書のと おり）	主伐として伐 採することができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	（付属明細書 のとおり）	（付属明細書 のとおり）

置いて縦覧に供する。）